

公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 36 条第 1 項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定め、同条第 2 項の規定により公告したので公示する。

平成 24 年 9 月 21 日

静岡市長 田 辺 信 宏

次の区域のうち別に図示する区域

- 1 静岡市清水区辻一丁目 415 番、416 番 1、416 番 2 及び 417 番 2 並びに 1 番、2 番、306 番、307 番 1、307 番 2 及び 414 番の一部並びに 1 番先
- 2 静岡市清水区袖師町 1575 番 64 及び 1575 番 62 の一部並びに同区島崎町 149 番 38 並びに 149 番 37 及び 149 番 57 の一部

(別図)

第一種大規模小売店舗特例区域



第一種大規模小売店舗特例区域（詳細）

